

東京都子供・子育て支援総合計画 中間見直しの概要について

東京都子供・子育て支援総合計画(平成27年度～31年度の5か年計画)について、計画の策定当初に掲げた理念の実現、目標の達成に向けた取組をさらに推進していくため、中間年の見直しを行います。

見直しのポイント

- ① 従来の「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」に加え、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画としての位置付けを明確化
 ② 保育サービスの整備目標の更新(平成28年度から4年間で7万人分増 ⇒ 29年度から3年間で6万人分増) ③ 当初計画以降の新規事業の追加

目標別の取組(平成30年度新規・充実)

対象

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり 【関連分野】 妊娠・出産支援、小児・母子医療、子育て家庭支援等

- 産婦に対する健康診査を実施する区市町村を支援【新規】
- 産後ケア事業を実施する区市町村への支援を拡大【新規】
- ファミリー・サポート・センターの提供会員の質と量を確保する取組「とうきょうチルミル」を開始【新規】

妊娠期
5歳

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実 【関連分野】 就学前教育、保育等

- 新設の認可保育所の空き定員等を活用し、待機児童の多い1歳児受入れを支援【新規】
- 待機児童となった保護者や育休を1年取得した保護者の復職支援のため、ベビーシッターの利用料の一部を助成【新規】
- 認可の居宅訪問型保育事業を活用する区市町村を支援【新規】
- 認証保育所への支援の充実(技能・経験に着目した加算、老朽化した建物の改修費)
- 保育人材の確保・定着対策の充実(区市町村の取組支援等)

6
18歳

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実 【関連分野】 教育、放課後の居場所等

- 学童クラブの利用定員増を図る区市町村への支援を拡大

共通

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実 【関連分野】 児童相談所、社会的養護、障害児施策等

- 子供食堂の運営を支援【新規】
- 養育家庭への支援体制の強化

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備 【関連分野】 仕事と家庭の両立支援、安心して外出できる環境整備等

- 子育て家庭が様々なサービスを受けられる「子育て応援とうきょうパスポート」の普及啓発を実施